令和７年 12 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

（12月９日提出　その２）

目　　次

議案第211号　令和７年度郡山市一般会計補正予算（第８号）　・・・

議案第211号

令和７年度郡山市一般会計補正予算（第８号）

令和７年度郡山市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳出予算補正」による。

令和７年12月９日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

第 1 表　歳 出 予 算 補 正

歳　出

（単位　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　正　額	計
1 議会費		679,116	1,375	680,491
	1 議会費	679,116	1,375	680,491
2 総務費		19,239,496	193	19,239,689
	1 総務管理費	13,769,617	159	13,769,776
	6 監査委員費	93,117	34	93,151
10 教育費		15,173,595	40	15,173,635
	1 教育総務費	765,122	40	765,162
14 予備費		275,485	△1,608	273,877
	1 予備費	275,485	△1,608	273,877
歳　出　合　計		148,247,688	0	148,247,688

一般会計

予　算　に　関　す　る　説　明　書

1 総括

（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	53,770,839	0	53,770,839
2 地方譲与税	1,278,980	0	1,278,980
3 利子割交付金	27,183	0	27,183
4 配当割交付金	179,400	0	179,400
5 株式等譲渡所得割交付金	126,707	0	126,707
6 法人事業税交付金	949,225	0	949,225
7 地方消費税交付金	8,690,173	0	8,690,173
8 ゴルフ場利用税交付金	17,080	0	17,080
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	97,707	0	97,707
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	0	3,216
12 地方特例交付金	349,057	0	349,057
13 地方交付税	14,519,396	0	14,519,396
14 交通安全対策特別交付金	43,000	0	43,000
15 分担金及び負担金	414,952	0	414,952
16 使用料及び手数料	2,461,367	0	2,461,367
17 国庫支出金	25,595,215	0	25,595,215
18 県支出金	11,160,070	0	11,160,070
19 財産収入	562,688	0	562,688
20 寄附金	541,361	0	541,361
21 繰入金	9,332,072	0	9,332,072
22 繰越金	6,162,191	0	6,162,191
23 諸収入	4,279,008	0	4,279,008
24 市債	7,686,800	0	7,686,800
歳入合計	148,247,688	0	148,247,688

一般会計

（歳　出）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	679,116	1,375	680,491				1,375
2 総務費	19,239,496	193	19,239,689				193
3 民生費	58,042,602	0	58,042,602				
4 衛生費	11,684,917	0	11,684,917				
5 労働費	122,375	0	122,375				
6 農林水産業費	4,107,612	0	4,107,612				
7 商工費	6,068,979	0	6,068,979				
8 土木費	20,593,700	0	20,593,700				
9 消防費	3,948,212	0	3,948,212				
10 教育費	15,173,595	40	15,173,635				40
11 災害復旧費	34,415	0	34,415				
12 公債費	8,277,183	0	8,277,183				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	275,485	△1,608	273,877				△1,608
歳出合計	148,247,688	0	148,247,688				

一般会計

２ 歳出

（款） 1 議会費

（項） 1 議会費 （単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 議会費	679,116	1,375	680,491	一般財源	1,375	3 職員手当等	1,375	◎議員費	1,375
計	679,116	1,375	680,491	一般財源	1,375				

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費 （単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
2 秘書事務費	155,069	159	155,228	一般財源	159	3 職員手当等	149	◎職員給与費	159
						4 共済費	10		
計	13,769,617	159	13,769,776	一般財源	159				

（款） 2 総務費

（項） 6 監査委員費 （単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 監査委員費	93,117	34	93,151	一般財源	34	3 職員手当等	32	◎職員給与費	34
						4 共済費	2		
計	93,117	34	93,151	一般財源	34				

1款 議会費 2款 総務費

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

（単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 教育委員会費	200,351	40	200,391	一般財源	40	3 職員手当等	37	◎職員給与費	40
						4 共済費	3		
計	765,122	40	765,162	一般財源	40				

（款） 14 予備費

（項） 1 予備費

（単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 予備費	275,485	△1,608	273,877	一般財源	△1,608			
計	275,485	△1,608	273,877	一般財源	△1,608			

10款 教育費　　14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1　特　別　職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 期末手当（千円）年間支給率（月分）	給与費 その他の手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	長等	3		32,220	7,773 (3.50)	39,659	79,652	6,165	85,817	
	議員	38	275,081		96,277 (3.50)		371,358	73,599	444,957	
	その他の特別職	6,448	310,891	15,675	5,379 (3.50)	3,792	335,737	3,401	339,138	
	計	6,489	585,972	47,895	109,429 (3.50)	43,451	786,747	83,165	869,912	
補正前	長等	3		32,220	7,624 (3.45)	39,659	79,503	6,155	85,658	
	議員	38	275,081		94,902 (3.45)		369,983	73,599	443,582	
	その他の特別職	6,448	310,891	15,675	5,310 (3.45)	3,792	335,668	3,396	339,064	
	計	6,489	585,972	47,895	107,836 (3.45)	43,451	785,154	83,150	868,304	
比較	長等	0		0	149 (0.05)	0	149	10	159	
	議員	0	0		1,375 (0.05)		1,375	0	1,375	
	その他の特別職	0	0	0	69 (0.05)	0	69	5	74	
	計	0	0	0	1,593 (0.05)	0	1,593	15	1,608	

一般会計

議案第212号

令和７年度郡山市水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和７年度郡山市水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　目　）	（補正前の額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　水　道　事　業　費　用	7,844,166千円	76千円	7,844,242千円
第１項　営　業　費　用	7,509,826千円	76千円	7,509,902千円

第３条　予算第６条に定めた(1)職員給与費「822,489千円」を「822,565千円」に改める。

令和７年12月９日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

注記

1　重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ　退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額5,556千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ　賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ　貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和７年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	補　正　額	備　　考
１水道事業費用			76	
	１営業費用		76	
		５総係費	76	職員給与費を補正

水道事業会計

令和７年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　千円）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	526,396
減価償却費	3,024,837
固定資産除却費	72,067
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 1,418
退職給付引当金の増減額（△は減少）	69,723
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 10,196
長期前受金戻入額	△ 410,208
受取利息及び受取配当金	8,727
支払利息	60,956
未収金の増減額（△は増加）	△ 66,165
未払金の増減額（△は減少）	△ 53,476
前払金の増減額（△は増加）	1,196,710
小計	4,417,953
利息及び配当金の受取額	△ 8,727
利息の支払額	△ 60,956
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,348,270

水道事業会計

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 8,400,366
有形固定資産の売却による収入	18
短期貸付金の回収による収入	180,000
工事負担金による収入	404,721
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,815,627
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 398,249
他会計からの出資による収入	106,801
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291,448
資金増加額(又は減少額)	△ 3,758,805
資金期首残高	9,158,170
資金期末残高	5,399,365

水道事業会計

給　与　費　明　細　書

1　総　括

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	14	(22) 63	316	319,058	272,414	591,788	105,795	697,583
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	合計	14	(22) 77	316	382,944	312,140	695,400	127,165	822,565
補正前	損益勘定支弁職員	14	(22) 63	316	319,058	272,352	591,726	105,781	697,507
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	合計	14	(22) 77	316	382,944	312,078	695,338	127,151	822,489
比較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0	62	62	14	76
	資本勘定支弁職員		( ) 0		0	0	0	0	0
	合計	0	(0) 0	0	0	62	62	14	76

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
補正後	12,626	8,343	5,398	870	38,589	2,053	
補正前	12,626	8,343	5,398	870	38,589	2,053	
比較	0	0	0	0	0	0	

区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
補正後	87,373	70,479		10,409	721		75,279
補正前	87,311	70,479		10,409	721		75,279
比較	62	0		0	0		0

水道事業会計

(1)　会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区分		職員数 特別職（人）	職員数 一般職（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	14	(2) 63	316	288,305	258,948	547,569	97,899	645,468
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	合計	14	(2) 77	316	352,191	298,674	651,181	119,269	770,450
補正前	損益勘定支弁職員	14	(2) 63	316	288,305	258,886	547,507	97,885	645,392
	資本勘定支弁職員		( ) 14		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	合計	14	(2) 77	316	352,191	298,612	651,119	119,255	770,374
比較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	0	62	62	14	76
	資本勘定支弁職員		( ) 0		0	0	0	0	0
	合計	0	(0) 0	0	0	62	62	14	76

（　）内は、短時間勤務職員（外書き）

手当の内訳 区分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日勤務手当（千円）	夜間勤務手当（千円）
補正後	12,626	7,062	5,398	705	38,445	2,053	
補正前	12,626	7,062	5,398	705	38,445	2,053	
比較	0	0	0	0	0	0	

区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	寒冷地手当（千円）	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特定任期付職員業績手当（千円）	退職給付費（千円）
補正後	80,923	65,053		10,409	721		75,279
補正前	80,861	65,053		10,409	721		75,279
比較	62	0		0	0		0

水道事業会計

２　給料及び手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明 （千円）	備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分			
手　　当	62	制度改正に伴う増減分	62	期末手当　62	
		そ の 他 の 増 減 分			

水道事業会計

令和７年度郡山市水道事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

（単位　千円）

資産の部

１ 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地			1,270,849	
ロ 建物	6,030,083			
減価償却累計額	△ 4,107,523		1,922,560	
ハ 構築物	124,723,761			
減価償却累計額	△ 66,215,071		58,508,690	
ニ 機械及び装置	16,257,510			
減価償却累計額	△ 12,572,682		3,684,828	
ホ 車両運搬具	82,576			
減価償却累計額	△ 65,971		16,605	
ヘ 船舶	310			
減価償却累計額	△ 295		15	
ト 工具器具及び備品	318,718			
減価償却累計額	△ 232,347		86,371	
チ 建設仮勘定			3,640,935	
有形固定資産合計				69,130,853
(2) 無形固定資産				
イ ソフトウェア			1,200	
ロ ダム使用権			6,622,561	
ハ 電話加入権			4,854	
無形固定資産合計				6,628,615
(3) 投資その他の資産				
イ 出資金			2,468	
投資その他の資産合計				2,468
固定資産合計				75,761,936

水道事業会計

2 流動資産			
(1) 現金預金		5,399,365	
(2) 未収金	629,619		
貸倒引当金	△ 6,161	623,458	
(3) 貯蔵品		52,284	
(4) その他流動資産		1	
流動資産合計			6,075,108
資産合計			81,837,044
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	3,857,939		
企業債合計		3,857,939	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	773,958		
引当金合計		773,958	
固定負債合計			4,631,897
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等企業債	350,875		
企業債合計		350,875	
(2) 未払金		1,436,973	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	60,012		
引当金合計		60,012	
(4) 預り金		9,579	
流動負債合計			1,857,439
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		18,755,902	
収益化累計額		△ 10,088,898	
繰延収益合計			8,667,004
負債合計			15,156,340

水道事業会計

資　本　の　部

６　資本金			
(1) 資本金			
イ　固有資本金	346,344		
ロ　出資金	12,336,825		
ハ　組入資本金	44,572,436		
資本金合計		57,255,605	
資本金合計			57,255,605
７　剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	186,501		
資本剰余金合計		186,501	
(2) 利益剰余金			
イ　減債積立金	32,783		
ロ　建設改良積立金	2,876,925		
ハ　当年度未処分利益剰余金	6,328,890		
利益剰余金合計		9,238,598	
剰余金合計			9,425,099
資本合計			66,680,704
負債資本合計			81,837,044

水道事業会計

（参考資料）

令和７年度郡山市水道事業会計補正予算明細書

収益的支出

（単位　千円）

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計	各　目　説　明	
					節	金　額
１水道事業費用		7,844,166	76	7,844,242		
１営業費用		7,509,826	76	7,509,902		
	５総係費	529,727	76	529,803	手当等	46
					賞与引当金繰入額	20
					法定福利費	10
収益的支出合計		7,844,166	76	7,844,242		

水道事業会計

（ 予 算 資 料 ）

1　令和７年度会計別補正予算

（単位　千円）

会計名		補正前の額	補正額	計
一般会計		148,247,688	0	148,247,688
特別会計	国民健康保険特別会計	28,480,905	0	28,480,905
	後期高齢者医療特別会計	4,463,957	0	4,463,957
	介護保険特別会計	28,910,086	0	28,910,086
	公共用地先行取得事業特別会計	5,159	0	5,159
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	332	0	332
	富田第二土地区画整理事業特別会計	162,442	0	162,442
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,257,931	0	1,257,931
	徳定土地区画整理事業特別会計	409,979	0	409,979
	大町土地区画整理事業特別会計	1,018,944	0	1,018,944
	駐車場事業特別会計	171,449	0	171,449
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	25,797	0	25,797
	総合地方卸売市場特別会計	942,530	0	942,530
	工業団地開発事業特別会計	811,881	0	811,881
	熱海温泉事業特別会計	536,532	0	536,532
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	17,787	0	17,787
	多田野財産区特別会計	11,902	0	11,902
	河内財産区特別会計	22,093	0	22,093

会計名		補正前の額	補正額	計
特別会計	月形財産区特別会計	1,035	0	1,035
	舟津財産区特別会計	27,281	0	27,281
	舘財産区特別会計	25,840	0	25,840
	浜路財産区特別会計	874	0	874
	横沢財産区特別会計	13,031	0	13,031
	中野財産区特別会計	4,805	0	4,805
	後田財産区特別会計	2,472	0	2,472
	水道事業会計	14,828,654	76	14,828,730
	簡易水道事業会計	304,107	0	304,107
	下水道事業会計	20,402,335	0	20,402,335
	農業集落排水事業会計	1,306,593	0	1,306,593
	計	104,166,733	76	104,166,809
合計		252,414,421	76	252,414,497

2　一般会計歳出補正予算節別一覧表

（単位　千円）

款名 / 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,817,016	2,817,016
2 給料															0	8,478,175	8,478,175
3 職員手当等	1,375	181								37					1,593	5,973,614	5,975,207
4 共済費		12								3					15	3,433,790	3,433,805
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	970	970
7 報償費															0	702,887	702,887
8 旅費															0	219,901	219,901
9 交際費															0	3,788	3,788
10 需用費															0	5,797,555	5,797,555
11 役務費															0	1,004,381	1,004,381
12 委託料															0	20,773,508	20,773,508
13 使用料及び賃借料															0	2,456,111	2,456,111
14 工事請負費															0	8,220,060	8,220,060
15 原材料費															0	86,311	86,311
16 公有財産購入費															0	59,482	59,482
17 備品購入費															0	543,758	543,758
18 負担金補助及び交付金															0	29,187,046	29,187,046
19 扶助費															0	27,403,462	27,403,462
20 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
21 補償補填及び賠償金															0	502,257	502,257
22 償還金利子及び割引料															0	9,164,940	9,164,940
23 投資及び出資金															0	1,743,014	1,743,014
24 積立金															0	6,083,164	6,083,164
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	8,987	8,987
27 繰出金															0	10,474,810	10,474,810
予備費														△1,608	△1,608	275,485	273,877
歳出合計	1,375	193								40				△1,608	0	148,247,688	148,247,688

3　一般会計歳出補正予算性質別分類表

（単位　千円）

款名 / 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費	1,375	193								40					1,608	20,754,979	20,756,587
うち職員給															0	8,478,175	8,478,175
2 扶助費															0	36,676,065	36,676,065
3 公債費															0	8,277,183	8,277,183
4 物件費															0	26,288,390	26,288,390
5 維持補修費															0	2,456,460	2,456,460
6 補助費等															0	18,111,945	18,111,945
うち補助交付金															0	5,643,333	5,643,333
7 積立金															0	6,083,164	6,083,164
8 投資及び出資金															0	1,743,014	1,743,014
9 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
10 繰出金															0	10,474,810	10,474,810
11 普通建設事業費															0	14,117,150	14,117,150
(1)補助事業費															0	7,066,878	7,066,878
(2)単独事業費															0	7,050,272	7,050,272
12 災害復旧事業費															0	157,920	157,920
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△1,608	△1,608	275,485	273,877
歳出合計	1,375	193								40				△1,608	0	148,247,688	148,247,688

議案第213号

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年12月９日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略）	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略）

第２条　郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支

(1)～(4)　(略)	給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提　案　要　旨）

市議会議員の期末手当を改定する。

議案第214号

郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年12月９日提出

郡山市長　椎　根　健　雄

郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　郡山市長等の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（その他の給与） 第３条　市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。	（その他の給与） 第３条　市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。

第２条　郡山市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（その他の給与） 第３条　市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。	（その他の給与） 第３条　市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。
２　第１条の規定による改正後の郡山市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年12月１日から適用する。
（期末手当の内払）
３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の郡山市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提　案　要　旨）
市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当を改定する。